

不適正な経理処理に関係した職員に対する懲戒処分について

1. 基本的な考え方と処分量定等

(1) 基本的な考え方

このたびの不適正な経理処理は、法令を遵守し、全体の奉仕者として行動すべき立場にある公務員として許される行為ではなく、市民の信頼を大きく損なう行為である。

不適正な経理処理が行われていた所属は多数に上っており、その背景・原因には、会計処理に関するルールへの遵守意識の希薄さや、物品調達・管理に対するチェック機能が十分に働いていないことなどがあつた。

したがって、不適正な経理処理に関係した職員だけでなく、管理監督者に対しても、その職責や関与の度合いを踏まえ、厳正な処分を行った。また、当該年度に管理部門や監察部門の一定の職にあつた職員に対しても、これまで不適正な経理処理を把握できず、結果として適正な事務処理の指導が不十分であつたことから、厳正な処分を行った。

(2) 標準となる処分量定

① 不適正な経理処理に関係した職員及び管理監督者

不適正な経理処理の分類		支出関係書類に押印した職員			左記の管理監督者 (局・部長級)
		課長級職員	係長級職員	担当職員	
a	会計年度の異なる支出	口頭訓戒	口頭厳重注意	注意指導	口頭訓戒
b	消耗品等への差替え	文書訓戒	文書訓戒 口頭訓戒	注意指導	文書訓戒
c	備品等への差替えで 現物確認できたもの				
d	備品等への差替えで 現物確認できないもの	戒告 文書訓戒	戒告 文書訓戒	口頭訓戒 口頭厳重注意	戒告 文書訓戒
e	備品等の差替えで公金の支 出として不適切なもの	戒告 文書訓戒	戒告 文書訓戒	口頭訓戒 口頭厳重注意	戒告 文書訓戒
f	消耗品等の差替えで公金の 支出として不適切なもの				
g	私的流用が疑われるもの	減給	減給	口頭訓戒 口頭厳重注意	減給
私的流用の当事者は、免職					

② 管理部門及び監察部門の幹部職員

区 分	対 象 職 員	処分量定
管理部門	【市長部局】行財政局長，職員部長，財政部長 【消防局】消防局長，総務部長 【水道局】水道事業管理者，総務部長 【交通局】交通事業管理者，総務担当次長 【教育委】教育長，総務部長 (他の行政委員会等についても同様)	口頭訓戒
監察部門	【会計事務検査の所管】会計管理者 【事務調査の所管】行財政局長，行政監察部長 【財務定期監査の所管】監査事務局長	口頭訓戒

2. 処分者数

(1) 不適正な経理処理の分類別

不適正な経理 処理の分類	懲戒処分			事実上の処分				合計	注 指 導
	減給	戒告	小計	文書 訓戒	口頭 訓戒	口頭厳 重注意	小計		
a					86	153	239	239	200
b				72	126	3	201	201	171
c				100	115	13	228	228	133
d		1	1	1	3		4	5	3
e		4	4	1	2	3	6	10	1
f	1	1	2	2			2	4	4
g	2		2					2	
管理監督者等				79	21		100	100	
合 計	3	6	9	255	353	172	780	789	512

(注) 複数の分類に該当する職員は，より下位の段に計上。(例：aとcがある場合には，cに計上)

(2) 職階級別

区 分	懲戒処分			事実上の処分				合計	注 指 導
	減給	戒告	小計	文書 訓戒	口頭 訓戒	口頭厳 重注意	小計		
局長級職員				33	4		37	37	
部長級職員		2	2	78	33		111	113	
課長級職員	1	2	3	107	128	29	264	267	
係長級職員	2	2	4	5	148	106	259	263	59
一般職員				1	4	18	23	23	425
嘱託職員				30	28	7	65	65	18
教職員				1	8	12	21	21	10
合 計	3	6	9	255	353	172	780	789	512

(注) 現在の職階級により計上。

既に退職しているが，現在本市又は外郭団体等に勤務している者で，「減給」「戒告」相当となる者に対しては，それぞれ「報酬月額 \times 1/10 1ヶ月相当額」「報酬月額 \times 1/20 1ヶ月相当額」の自主返納を求める。

減給相当：3名，戒告相当：6名，合計：9名

(3) 局室区別

局室区	懲戒処分			事実上の処分				合計	注 指 導
	減給	戒告	小計	文書 訓戒	口頭 訓戒	口頭厳 重注意	小計		
市長室				2			2	2	3
危機管理室				1	3	3	7	7	
会計室					2	1	3	3	2
企画調整局				7	10	7	24	24	11
行財政局	1		1	11	24	12	47	48	54
市民参画推進局				10	16	5	31	31	20
保健福祉局				21	45	27	93	93	63
環境局		4	4	5	20	13	38	42	19
産業振興局				14	23	4	41	41	24
建設局		2	2	28	50	3	81	83	56
都市計画総局				22	21	7	50	50	26
みなと総局				18	18	4	40	40	15
東灘区				6	5	2	13	13	10
灘区				11	9	4	24	24	20
中央区	1		1	6	6	7	19	20	21
兵庫区	1		1	5	4	1	10	11	6
北区				4	7	3	14	14	8
長田区				6	4	6	16	16	16
須磨区				8	11	5	24	24	20
垂水区				7	5	4	16	16	10
西区				9	8	7	24	24	12
小 計	3	6	9	201	291	125	617	626	416
消防局				14	19	19	52	52	28
水道局				6	9	4	19	19	14
交通局				5	3	4	12	12	9
教育委員会				22	18	8	48	48	32
選挙管理委員会					1		1	1	
人事委員会				2			2	2	1
監査事務局				1	2		3	3	
農業委員会				1	1		2	2	1
市会事務局				2	1		3	3	1
学校園				1	8	12	21	21	10
合 計	3	6	9	255	353	172	780	789	512

3. 懲戒処分の個別の概要

処分案件1（d分類及びg分類）

- (1) 被処分者 兵庫区 事務職員（課長級・男性・55歳）
中央区 事務職員（係長級・男性・59歳）
- (2) 処分内容 減給（10分の1, 1ヶ月）
- (3) 処分理由 兵庫区においては、平成17年度及び平成18年度に不適正な経理処理により調達したパソコンやデジタルカメラなどの所在が不明となっていること、また、当時在籍していた職員（平成22年9月10日付け懲戒免職）が当該物品の一部を自宅に持ち帰った疑いがあることが判明した。
- 被処分者2名は、上記物品にかかる支出関係書類について適切な検査・確認ならびに適切な物品管理を怠っていた。
- (参 考) 管理監督責任として、当時の兵庫区長（現 外郭団体職員・男性・65歳）、ならびに当時の副区長（現 都市計画総局嘱託職員・男性・62歳）に対して、それぞれ報酬月額額の10分の1 1ヶ月相当額の自主返納を求める。

処分案件2（f分類）

- (1) 被処分者 行財政局 事務職員（係長級・男性・57歳）
- (2) 処分内容 減給（10分の1, 1ヶ月）
- (3) 処分理由 被処分者は、教育委員会事務局に在籍していた平成18年度当時、上司に相談することなく、公金の支出として不適切な商品券を調達していた。
- (参 考) 当時の上司（現 教育委員会事務局嘱託職員・男性・62歳）に対して、上記物品にかかる支出関係書類について適切な確認を怠っていたとして、報酬月額額の10分の1 1ヶ月相当額の自主返納を求める。
- また、管理監督責任として、当時の教育長（現 外郭団体役員・男性・63歳）、ならびに当時の部長級職員（現 外郭団体職員・男性・62歳）に対して、報酬月額額の20分の1 1ヶ月相当額の自主返納を求める。

処分案件3（f分類）

- (1) 被処分者 建設局 技術職員（部長級・男性・59歳）
- (2) 処分内容 戒告
- (3) 処分理由 建設局において、平成18年度に、公金の支出として不適切なカップ麺や飲料水を調達していたことが判明した。
- 被処分者の部長級職員は、上記物品にかかる支出関係書類について適切な確認を怠っていた。
- (参 考) 当時、被処分者の部下の係長級職員（現 建設局嘱託職員・男性・62歳）に対して、上記物品にかかる支出関係書類について適切な検査・確認を怠っていたとして、報酬月額額の20分の1 1ヶ月相当額の自主返納を求める。
- また、管理監督責任として、当時の所管の部長級職員（現 外郭団体役員・男性・61歳）に対して、報酬月額額の20分の1 1ヶ月相当額の自主返納を求める。

処分案件4（d分類）

- (1) 被処分者 建設局 技術職員（課長級・男性・57歳）
- (2) 処分内容 戒告
- (3) 処分理由 建設局において、平成20年度に不適正な経理処理により調達したデジタルカメラの所在が不明となっていることが判明した。

被処分者は、上記物品にかかる支出関係書類について適切な確認ならびに適切な物品管理を怠っていた。

- (参 考) 上記物品を上司に相談することなく調達した北区 事務職員（一般職員・男性・57歳）を「文書訓戒」に、当時、被処分者の部下の係長級職員（現 環境局嘱託職員・男性・60歳）は、上記物品にかかる支出関係書類について適切な検査・確認を怠っていたとして、「口頭訓戒」にした。

また、管理監督責任として、被処分者の当時の建設局長（現 外郭団体役員・男性・62歳）、ならびに当時の所管の部長級職員（外郭団体役員・男性・63歳）に対して、報酬月額20分の1 1ヶ月相当額の自主返納を求める。

処分案件5（e分類）

- (1) 被処分者 環境局 事務職員（課長級・男性・54歳）
環境局 事務職員（係長級・男性・38歳）
- (2) 処分内容 戒告
- (3) 処分理由 環境局においては、平成21年度に、公金の支出として不適切なリクライニングチェアや冷蔵庫を調達していたことが判明した。

被処分者2名は、上記物品の調達を決定し、部下職員に不適正な経理処理を行うよう指示した。

- (参 考) 不適正な経理処理であることを知りながら、上記物品にかかる支出関係書類を作成した環境局 事務職員（一般職員・男性・57歳）を「口頭厳重注意」にした。

処分案件6（e分類）

- (1) 被処分者 環境局 事務職員（部長級・男性・51歳）
環境局 技術職員（係長級・男性・51歳）
- (2) 処分内容 戒告
- (3) 処分理由 被処分者の係長級職員は、平成21年度に、上司に相談することなく、公金の支出として不適切な職員用トイレの温水洗浄便座を調達していた。

被処分者の部長級職員は、上記物品にかかる支出関係書類について適切な確認を怠っていた。

- (参 考) 不適正な経理処理であることを知りながら、上記物品にかかる支出関係書類を作成した交通局 技術職員（一般職員・男性・53歳）を「口頭厳重注意」にした。

4. 再発防止の取り組みについて

本日、全職員に対し「職員の綱紀粛正及び服務規律の徹底について」を配布し、あらためて綱紀粛正を行った。

5. 調査結果の修正

職員の処分を検討するにあたり、職員へのヒアリングや事業者などに再確認したところ、以下の事実が判明したので、調査結果を修正する。

- ・「d 備品等の差替えて現物確認できないもの」に分類していたプリンタ 1 台 (36,750 円) について、保守点検料 (「b 消耗品等の差替え」) であることが判明した。
- ・「e 備品等の差替えて公金の支出として不適切なもの」に分類していた職員用トイレの温水便座切替え工事費の金額が一部異なっていた (390,000 円⇒298,200 円)。

集計結果

分類		金額	支出命令件数	所属数
a	会計年度の異なる支出	69,551,146 円	761 件	125 所属
b	消耗品等の差替え	(66,881,451 円) 66,918,201 円	(1,462 件) 1,463 件	104 所属
c	備品等の差替えて現物確認できたもの	69,941,379 円	542 件	78 所属
小計		(206,373,976 円) 206,410,726 円	(2,765 件) 2,766 件	168 所属
d	備品等の差替えて現物確認できないもの	(1,065,812 円) 1,029,062 円	(11 件) 10 件	(5 所属) 4 所属
e	備品等の差替えて公金の支出として不適切なもの	(531,003 円) 439,203 円	7 件	4 所属
f	消耗品等の差替えて公金の支出として不適切なもの	523,643 円	8 件	3 所属
g	私的流用の疑いがあるもの	741,615 円	2 件	1 所属
小計		(2,862,073 円) 2,733,523 円	(28 件) 27 件	9 所属
合計		(209,236,049 円) 209,144,249 円	2,793 件	168 所属

(注) 1. 上段 () 内の数値は、平成 22 年 9 月 10 日付け調査結果報告での数値

2. 小計欄及び合計欄の所属数は延べ数ではなく重複を除いた実所属数

(参考)

上記 d～g 分類は「不適正な経理処理であり、職員から返還を求めるもの」としており、既に全額 (2,733,523 円) を利息相当額 147,056 円 (調査対象期間の市債の表面利率の平均である年利 1.48% で計算) も含めて返還を受けている。